

# 大分県報

平成二十九年  
第二八六九号  
四月四日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 一 介護支援専門員実務研修等の実施機関の指定
- 一 青少年に有害な興行の指定
- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の新設許可申請
- 一 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定
- 一 保安林の指定の解除
- 一 公有水面埋立工事のしゅん功認可（二件）
- 一 港湾隣接地域の指定
- 一 海岸保全区域の指定
- 一 建築基準法による道路位置の指定
- 一 土地改良区の役員退任
- 一 公共測量の終了（二件）
- 一 落札者等の公示

### ○告示 示

大分県告示第二百四十二号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次の者を介護支援専門員実務研修等の実施機関に指定した。  
平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定を受け た者の名称	指定を受け た者の所在	事務を行う 事業所の名	事務を行う 事業所の所	研修の名称	指定日	指定期間
----------------	----------------	----------------	----------------	-------	-----	------

社会福祉法 人大分県社 会福祉協議 会	地 大分市大津 町二丁目一 番四一號	称 大分県社会 福祉介護研 修センター	在地 大分市明野 東三丁目四 番一號	介護支援専門 員実務研修、 介護支援専門 員専門研修、 介護支援専門 員再研修及び 介護支援専門 員更新研修	平二九・ 四・一	平二九・四 一、平三 四・三・三 一
------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------	---	-------------	-----------------------------

大分県告示第二百四十三号  
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。  
平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二九・ 三・一七	映画	裸の未亡人 淫らな肉体 浮気妻 寢室の覗き穴	新東宝映画 オーピー映画 オーピー映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
〃	〃	果てなき欲望	オーピー映画	
〃	〃	エロ番頭 覗いてイヤン！	オーピー映画	

### 大分県告示第二百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、



種	4 汚水等の処理の方法	汚水等の汚染の状況の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種	り	窒																																																																																																																					
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位											m <sup>3</sup> /日	単位	mg/l	mg/l																																																																																																																	
類	生物化学的処理、物理化学的処理	六〇	三・五	三五	三〇〇	六五〇	六・〇～七・〇	通常	〇・二〇	なし	二時間	許可後	―	―	六〇〇L/バッチ	湯煮施設	り	窒																																																																																																																						
		九六	五・〇	四〇	三五〇	六八〇	六・〇～七・〇	最大	〇・三〇								三三三	三三九																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種</th> <th rowspan="2">汚水等の汚染の状況の値</th> <th colspan="6">汚水等の汚染の状況の値</th> <th colspan="2">汚水等の一日当たりの量</th> <th rowspan="2">使用の季節的変動</th> <th rowspan="2">一日当たりの使用時間</th> <th rowspan="2">使用時間間隔</th> <th rowspan="2">使用開始予定年月日</th> <th rowspan="2">工事完成予定年月日</th> <th rowspan="2">工事着手予定年月日</th> <th rowspan="2">主</th> <th rowspan="2">構</th> <th rowspan="2">能</th> <th rowspan="2">処</th> </tr> <tr> <th>りん含有量</th> <th>窒素含有量</th> <th>浮遊物質</th> <th>化学的酸素要求量</th> <th>生物化学的酸素要求量</th> <th>水素イオン濃度</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>m<sup>3</sup>/日</th> <th>単位</th> <th>mg/l</th> <th>mg/l</th> <th>法</th> <th>造</th> <th>力</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">類</td> <td rowspan="4">ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td> <td>二〇</td> <td>八</td> <td>六〇</td> <td>二三〇</td> <td>八〇〇</td> <td>二、〇〇〇</td> <td>三・〇～六・〇</td> <td>処理前</td> <td>四三</td> <td>通常</td> <td>なし</td> <td>二四時間</td> <td>連続</td> <td>既設</td> <td>既設</td> <td>既設</td> <td>縦一五・六四m×横九・七五m×高さ五m</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>五〇m<sup>3</sup>/日</td> <td>バイオアタック法、沈殿分離</td> </tr> <tr> <td>一未満</td> <td>三</td> <td>一九</td> <td>三〇</td> <td>三九</td> <td>三〇</td> <td>五・八～八・六</td> <td>処理後</td> <td>四三</td> <td>通常</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三〇</td> <td>一六</td> <td>一〇〇</td> <td>二五〇</td> <td>九〇〇</td> <td>二、五〇〇</td> <td>三・〇～六・〇</td> <td>処理前</td> <td>五〇</td> <td>最大</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一未満</td> <td>五</td> <td>三〇</td> <td>四五</td> <td>四五</td> <td>四〇</td> <td>五・八～八・六</td> <td>処理後</td> <td>五〇</td> <td>最大</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																			種	汚水等の汚染の状況の値	汚水等の汚染の状況の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主	構	能	処	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m <sup>3</sup> /日	単位	mg/l	mg/l	法	造	力	式	類	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	二〇	八	六〇	二三〇	八〇〇	二、〇〇〇	三・〇～六・〇	処理前	四三	通常	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦一五・六四m×横九・七五m×高さ五m	鉄筋コンクリート造	五〇m <sup>3</sup> /日	バイオアタック法、沈殿分離	一未満	三	一九	三〇	三九	三〇	五・八～八・六	処理後	四三	通常											三〇	一六	一〇〇	二五〇	九〇〇	二、五〇〇	三・〇～六・〇	処理前	五〇	最大											一未満	五	三〇	四五	四五	四〇	五・八～八・六	処理後	五〇	最大										
種	汚水等の汚染の状況の値	汚水等の汚染の状況の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主	構	能			処																																																																																																																			
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位										m <sup>3</sup> /日	単位		mg/l	mg/l	法	造	力	式																																																																																																													
類	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	二〇	八	六〇	二三〇	八〇〇	二、〇〇〇	三・〇～六・〇	処理前	四三	通常	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦一五・六四m×横九・七五m×高さ五m	鉄筋コンクリート造	五〇m <sup>3</sup> /日	バイオアタック法、沈殿分離																																																																																																																			
		一未満	三	一九	三〇	三九	三〇	五・八～八・六	処理後	四三	通常																																																																																																																													
		三〇	一六	一〇〇	二五〇	九〇〇	二、五〇〇	三・〇～六・〇	処理前	五〇	最大																																																																																																																													
		一未満	五	三〇	四五	四五	四〇	五・八～八・六	処理後	五〇	最大																																																																																																																													

平成二十九年四月四日

大分県報(告示)

5 排出水の量及び汚染状態の値	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	三、〇〇〇以上	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以上	三、〇〇〇以下
-----------------	-------	-------------------	---------	---------	---------	---------

排水	排水口名	排水口No.1	通常	最大	通常	最大
----	------	---------	----	----	----	----

汚水等の一日当たりの量	単位	通常	最大	通常	最大
-------------	----	----	----	----	----

項目	水素イオン濃度	mg/l	五・八〇八・六	五・八〇八・六	五・八〇八・六	五・八〇八・六
	生物化学的酸素要求量	mg/l	九・二	三五・八	—	—
	化学的酸素要求量	mg/l	一二・三	四〇・三	—	—
	浮遊物質	mg/l	九・〇	四〇・三	—	—
汚染等の状態の値	窒素含有量	mg/l	六・一	二六・九	—	—
	りん含有量	mg/l	一・五	四・五	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	一以下	一以下	—	—
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下	—	—

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間  
平成二十九年四月四日から同月二十五日まで

2 縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び臼杵市役所

大分県告示第二百四十五号  
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。  
平成二十九年四月四日

一 形質変更時要届出区域  
佐伯市大字鶴岡町一丁目二千十六番六の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物

大分県告示第二百四十六号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成二十九年四月四日

一 解除に係る保安林の所在場所  
臼杵市大字風成字天神崎九三〇番一（次の図に示す部分に限る。）、九三〇番二から九三〇番七まで、字後山九四九番二

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百四十七号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。  
平成二十九年四月四日

一 しゅん功認可の年月日  
平成二十九年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域(四四九の一区域)

1 位置

中津市字小祝字寺山五二五番二七三及び小祝新町一〇八番の各地先並びに平成元年四月十七日付け指令漁港第百四十五の二十五号免許に係る埋立ての埋立区域先及び平成元年十月九日付け指令漁港第百三十一の五号免許に係る埋立ての埋立区域先の公有水面

2 区域

次の口点からへ点までを順次に結んだ線、へ点とイ点を結ぶ線及びイ点と口点を結ぶ春分秋分の満潮位(プラス四・二〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イ点 中津市字小祝字寺山五二五番二七二の南の角から九五度二七分四三秒一〇八・三八メートルの地点

口点 イ点から三〇二度二二分二五秒九七・六九メートルの地点  
八点 口点から三二度一九分四三秒一五二・三四メートルの地点  
二点 八点から一二二度二分三七秒一二・一六メートルの地点  
ホ点 二点から三二度二〇分三〇秒〇・五一メートルの地点  
へ点 ホ点から一二二度二〇分二七秒八五・五七メートルの地点

3 面積

一四、九二八・六七平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二年四月十二日 指令漁港第百三十一の二十五号

五 閲覧の場所

中津市役所

大分県告示第二百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十九年四月四日

一 しゅん功認可の年月日  
平成二十九年三月十六日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

中津市字小祝字寺山五二五番二七三の地先並びに平成二年四月十二日付け指令漁港第百三十一の二十五号免許に係る埋立区域先の公有水面

2 区域

次のイ点からホ点までを順次に結んだ線及びホ点とイ点を結ぶ春分秋分の満潮位(プラス四・二〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
イ点 中津市字小祝字寺山五二五番二七一の西の角から三一六度〇六分二〇秒一七三・八七メートルの地点

口点 イ点から三二度一九分四三秒二七・〇七メートルの地点  
八点 口点から八一度四七分三七秒一九二・七一メートルの地点  
二点 八点から一二二度二分四〇秒八・六四メートルの地点  
ホ点 二点から一二二度二分四〇秒一五二・三四メートルの地点

3 面積

一四、四五五・二二平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成十七年四月十四日 指令漁港第二の十一号

五 閲覧の場所

中津市役所

大分県告示第二百四十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七條第一項の規定により、次のとおり国東港に係る港湾隣接地域を次のとおり指定した。

平成二十九年四月四日

一 指定区域

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報(告示)

五

基点一から基点七までを順次結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域

二 基点及び補助点の表示（世界測地系、角度の表示は方向角とする。）

基点一 国東市国見町向田字北浜一八八二の五番地先（北緯三三度三九分五秒、東経一三一度四〇分二一秒）

基点二 基点一から二五五度〇〇分〇〇秒三六・七二メートルの標杭

基点三 基点二から一五一度三六分一五秒四三・〇九メートルの標杭

基点四 基点三から一五七度五七分一秒一六九・四六メートルの標杭

基点五 基点四から一四八度五六分〇〇秒六四・一六メートルの標杭

基点六 基点五から一二七度四四分五九秒一〇・八一メートルの標杭

基点七 基点六から一三七度四八分四五秒二〇・七一メートルの標杭

大分県告示第二百五十号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条一項の規定により、次のとおり国東港に係る海岸保全区域を指定する。

平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 沿岸名  
大分県豊前豊後沿岸

二 海岸名  
向田地区海岸

三 地区海岸名  
国東港向田地区

四 指定場所  
国東市国見町向田字浜ノ上、字北浜、字東浜、字納屋の一部及び地先公有水面

五 指定区域  
基点一から基点七までを順次結んだ線、基点一と補助点一とを直線で結んだ線、補助点一から補助点五までを順次直線で結んだ線及び補助点五と基点七とを直線で結んだ線により囲まれた区域

六 基点及び補助点の表示（世界測地系、角度の表示は方向角とする。）

基点一 国東市国見町向田字北浜一八八二の五番地先（北緯三三度三九分五秒、東経一三一度四〇分二一秒）

基点二 基点一から二五五度〇〇分〇〇秒三六・七二メートルの標杭

基点三 基点二から一五一度三六分一五秒四三・〇九メートルの標杭

基点四 基点三から一五七度五七分一秒一六九・四六メートルの標杭

基点五 基点四から一四八度五六分〇〇秒六四・一六メートルの標杭

基点六 基点五から一二七度四四分五九秒一〇・八一メートルの標杭

基点七 基点六から一三七度四八分四五秒二〇・七一メートルの標杭

補助点一 基点一から七五度〇〇分〇〇秒三〇・一・五二メートル

補助点二 基点四から七二度三二分九秒二八七・七五メートル

補助点三 基点五から一〇一度九分五七秒二〇九・二五メートル

補助点四 基点七から七二度三四分四四秒一〇六・五〇メートル

補助点五 基点七から一四〇度二九分二七秒九・二〇メートル

大分県告示第二百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成二十九年四月四日

〇公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
		大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
白第二八一 二号	臼杵市大字江無田字中原 九六二番八、九六二番一 一及び九六五番五並びに 九六二番八地先里道	平二九・三・一三	五・〇〇 メートル 四・〇九	四一・三八 メートル

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり日田土木事務所長から公共測量を終了した旨の通知があった。  
平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

中津市及び日田市

三 作業の終了日

平成二十九年二月二十八日

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり宇佐市長から公共測量を終了した旨の通知があった。  
平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（対空標識の設置、標定点測量及び写真地図作成）

二 作業の地域

宇佐市

三 作業の終了日

平成二十九年三月十四日

次のとおり落札者等について公示する。  
平成二十九年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る役務の名称及び概要

平成二十八年度施第三〇一―一号 屋内スポーツ施設新築工事

県立屋内スポーツ施設の新築工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

平成二十九年四月四日

大分県土木建築部施設整備課  
大分市大手町三丁目一番一号  
三 落札者を決定した日

平成二十九年二月十三日

四 落札者の氏名及び住所

フジタ・末宗組特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社フジタ九州支店

執行役員支店長 岡野 利喜造

福岡県福岡市博多区下川端町一番一号

五 落札金額

五十一億八千二百九十二万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年十一月二十一日